

日本語指導協力者募集要項

1 目的

札幌市においては、市立学校の通常の学級に在籍する、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒（以下、支援対象児童生徒という。）に対する支援の充実を図るため、帰国・外国人児童生徒教育支援事業を行い、日本語指導協力者（以下、指導協力者という。）の派遣を行っている。近年、支援対象児童生徒数が増加傾向にあり、全ての子どもが、確実に支援を受けられるようにするためには、より多くの指導協力者が必要となることから、新たに公募し、より一層の支援体制の充実につなげることを目的とする。

2 指導協力者派遣

(1) 指導協力者の募集について

指導協力者について、ホームページや広報さっぽろにより公募する。

教育委員会は、要件に当てはまる応募者に書類審査(一次審査)と、書類審査を通った者に対して面接審査(二次審査)を行う。教育委員会が登録を認めた者については、新年度の4月に新規登録を行う。

(2) 指導協力者の募集枠の要件

指導協力者は、次の要件のいずれかを満たすものとし、教育委員会が本事業の指導協力者として登録する。

ア 日本語教育能力試験合格者もしくは日本語教師養成講座を修了し、教育委員会が適当と認めた者

イ 日本語指導並びにボランティアへの関心が高く、教育委員会が適当と認めた者

(3) 指導協力者の活動時間

派遣校と指導協力者とが協議の上、教育委員会が決定するものとする。

(4) 指導協力者の派遣について

日本語指導等が必要な支援対象児童生徒が在籍する市立学校（以下、派遣校という。）に、指導協力者の希望や居住地域などを考慮して、派遣先を調整した上で、学校に派遣する。

(5) 日本語指導における謝金

帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要項に沿う。

(6) 日本語指導の研修

教育委員会は、必要に応じて研修などを行い、それに参加することとする。

(7) 指導協力者の継続及び辞退について

教育委員会は、毎年度末に指導協力者に対して次年度の活動継続の意思確認を行い、派遣先の調整を行う。

指導協力者は、活動継続が不可能となった場合、派遣校と帰国・外国人児童生徒教育支援事業事務局に辞退を申し出、教育委員会が判断する。

(8) 職務上の約束

帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要項に沿う。

附 則

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。